

指定給水装置工事事業者制度の概要

京都市上下水道局
水道部水道管路課

目次

1	指定給水装置工事事業者制度	P 1
2	指定の申請	P 1
3	指定の基準	P 2
4	指定業者の義務	P 3、4
5	主任技術者の選任	P 5
6	主任技術者の職務	P 5
7	各種変更届等	P 6
8	各種変更届等に関する様式一覧	P 7
9	指定の取消し等	P 7
10	更新制の導入	P 8
11	更新手数料について	P 9

1 指定給水装置工事事業者制度

水道事業者が、その給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定する制度です。

令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者制度は5年ごとの更新が必要となっています。

2 指定の申請

指定給水装置工事事業者（以下、「指定業者」という。）として指定を受けようとする者は、次の書類を京都市公営企業管理者上下水道局長（以下、「管理者」という。）に提出しなければなりません。

書類の様式等は新規指定と更新指定で共通です。

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- 2 機械器具調書（様式第1別表）及び保有確認のためのカラー写真
- 3 給水装置工事主任技術者免状の写し
又は給水装置工事主任技術者証のコピー（確認用）
- 4 誓約書（様式第2）
- 5 添付書類
 - (1) 法人の場合
 - ・定款のコピー
 - ・登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
(法人の現在事項を証明できる履歴事項全部証明書に限る。)
 - (2) 個人の場合
 - ・住民票の写し（発行後3か月以内のもの）

3 指定の基準

指定業者として指定を受けようとするときは、次の基準を満たす必要があります。

- 1 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を選任すること。
- 2 国土交通省令で定める機械器具を有すること。
 - (1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - (2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - (4) 水圧テストポンプ
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 精神の機能の障害により、給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 水道法に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (4) 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者（他都市含む）
 - (5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (6) 法人の場合、その役員の中に(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

4 指定業者の義務

指定業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければなりません。

1 事業の運営に関する基準

- (1) 給水装置工事ごとに、主任技術者を担当責任者として指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又は監督させること。
- (3) 前記(2)の工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように給水装置工事を行うこと。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事の従事者の施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 構造等基準に適合しない給水装置を設置しないこと。
- (6) 給水装置工事に適さない機械器具を使用しないこと。
- (7) 給水装置工事ごとに、次の事項を主任技術者に記録させ、当該記録を3年間保存すること。
 - ① 施主の氏名又は名称
 - ② 施行の場所
 - ③ 施行完了年月日
 - ④ 主任技術者の氏名
 - ⑤ しゅん工図
 - ⑥ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具
 - ⑦ 給水装置が構造等基準に適合していることの確認方法及びその結果

2 設計審査の申請

給水装置工事の設計審査を受けるときは、給水装置工事設計審査申請書（様式第9）に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

3 しゅん工検査の申請

給水装置工事のしゅん工検査を受けるときは、給水装置工事しゅん工検査申請書（様式第10）にしゅん工図を添えて、管理者に申請しなければならない。

主任技術者立会いのうえ、しゅん工検査を受け、その結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

4 主任技術者の立会い

管理者が給水装置の検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせなければならない。

5 報告又は資料の提出

管理者が給水装置工事に関する必要な報告又は資料の提出を求めたときには、これに応じなければならない。

5 主任技術者の選任

指定業者は、指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任しなければなりません。

指定を受けた日から14日以内に主任技術者を選任しなければ指定の基準を満たしていないことになり「指定の取消し」となります。

事業者は

- ・事業所ごとに主任技術者を選任しなければならない。
- ・各事業所に複数名の主任技術者を選任することができる。

※ 主任技術者を選任するには、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第8）を管理者に提出しなければなりません。この届出がない限り給水装置工事はできません。

事業所ごとの兼任については、その職務を行うに当たって、支障がないことを事業者が確認しなければなりません。

なお、2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるときは「指定停止」となります。

6 主任技術者の職務

主任技術者は、次の職務を誠実に行わなければなりません。

- 1 給水装置工事に関する技術上の管理。
- 2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督。
- 3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認。
- 4 給水装置工事に関し、管理者と次の連絡又は調整を行うこと。
 - (1) 分岐工事の場合の配水管の位置確認。
 - (2) 配水管から水道メーターまでの工事を行う場合の工法、工期、その他の工

事条件に関すること。

(3) 給水装置工事完了時の連絡。

7 各種変更届等

次の場合には、変更届を提出する必要があります。

1 申請内容等の変更届

次に掲げる事項に変更があった場合は、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第4）と必要書類を添付して、当該変更のあった日から30日以内に管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人、その代表者の氏名

(3) 法人にあつては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

※ 個人から法人への組織化、合併に伴う新会社の設立等の場合は、廃止及び新規登録の手続きが必要です。

※ 個人の事業承継は、屋号を引き継ぐ場合であっても廃止及び新規登録の手続きが必要です。

2 事業の廃止・休止・再開届

事業を廃止又は休止をしようとする者は、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第5）を当該廃止又は休止の日から30日以内に管理者へ届出しなければならない。

また、事業を再開しようとする者は、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第5）を当該再開の日から10日以内に管理者へ届出しない

ければならない。

3 主任技術者の選任・解任届

主任技術者を選任又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第8）を当該選任又は解任の日から14日以内に管理者に届出しなければならない。

※ 主任技術者の解任に伴い、選任されている主任技術者が不在となったときは、事業の廃止又は休止の届けが必要となります。

8 各種変更届等に関する様式一覧

- 1 誓約書（様式第2）
- 2 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第4）
- 3 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第5）
- 4 指定給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第8）
- 5 銀行口座振替依頼書

上記の様式については、京都市上下水道局のホームページからダウンロードすることができます。

京都市上下水道局トップページ → 事業者のみなさまへ
→ 給水装置工事 → 給水装置工事事業者の方へ
→ 指定事項等の変更



9 指定の取消し等

次の事例に該当するときは、指定の取消や停止となります。

- 1 不正の手段により指定を受けたとき。
- 2 指定の基準に適合しなくなったとき。

- 3 変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 主任技術者の選任の規定に違反したとき。
- 5 給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 6 給水装置の検査について主任技術者の立会いを管理者が求めた場合、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 7 施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を管理者が求めた場合、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 8 給水装置工事が水道施設の機能に障害を与えるとき。又は、与えるおそれが大であるとき。

10 更新制の導入

令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、指定給水装置工事事業者制度は5年ごとの更新が必要となりました。

指定の有効期間が従来の無期限から5年間となったことから、指定給水装置工事事業者の皆様においては、有効期限内での更新手続きが必要となります。

令和6年12月更新から、更新手続き書類の提出は原則郵送で受け付けています。更新手続きの対象となる事業者には受付期間等を記載した案内を郵送していますので、期間内に必着するように書類を提出してください。

なお、期間内に更新を受けない場合は、指定の効力を失います。

請負契約等を締結した状態で指定の効力を失った場合、当該契約が完了する前であっても、当該工事を続行することは不可能となりますので、ご注意ください。

1 更新の要件

新規指定と同じ3項目

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

2 更新申請時の確認項目

指定更新申請時に4項目の確認を行う。

- ① 指定給水装置工事事業者研修会の受講状況
- ② 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

1 1 更新手数料について

更新手続きの際に更新手数料を納付していただきます。

更新手続きのご案内を郵送する際に納入通知書を同封しますので、『指定給水装置工事事業者指定申請書』に領収書のコピーを添付してください。

更新指定を希望されない場合は、廃止手続きの際に納入通知書をそのまま返却してください。

手数料 10,000 円（非課税）

※上記手順及び金額については令和6年12月時点のものですので、実際の更新の際には変更となっていることがあります。